

北海道公報

北海道
務政書
部局課
編集係
文書部
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則……………（漁業管理課）
- 北海道漁業等の免許の申請に関する規則……………（漁業管理課）
- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）

規 則

- 北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第97号

北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則
(趣旨)

- 第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項の規定による報告（以下「報告」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

- 第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(報告の方法)

- 第3条** 報告は、次の各号に掲げる漁業権の区分に応じ、当該各号に定める日までに、知事が定める報告書の正本1部及び副本1部を提出してしなければならない。
- (1) 定置漁業権 当該定置漁業権の漁業時期が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日
 - (2) 区画漁業権 当該区画漁業権が個別漁業権である場合にあっては当該区画漁業権の漁業時期が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日、当該区画漁業権が団体漁業権である場合にあっては当該区画漁業権に係る漁業権における通常総会が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日
 - (3) 共同漁業権 当該共同漁業権に係る漁業権における通常総会が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日

令和2年 (2020年) 11月30日 (月曜日)

第4条 前条第1項の報告書は、当該報告に係る漁場の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該報告に係る漁場が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、当該報告を行う者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長）を経由して提出しなければならない。

（書類の経由）

（書類の経由）

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
(北海道定置漁業経営状況報告規則の廃止)
 - 2 北海道定置漁業経営状況報告規則（昭和28年北海道規則第224号）は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 この規則の規定中定置漁業権に係る部分は、この規則の施行の日以後に漁業時期が終了する定置漁業権について適用し、同日前に漁業時期が終了した定置漁業権に係る定置漁業の経営状況の報告については、なお從前の例による。

北海道漁業等の免許の申請に関する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道
(趣旨)
北海道規則第98号
北海道漁業等の免許の申請に関する規則
(趣旨)
北海道漁業等の免許の申請に関する規則（昭和59年北海道規則第2号）の全部を改正する。

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第69条第1項の漁業の免許及び法第76条第1項の漁業権の分割又は変更の免許（以下これらを「漁業等の免許」という。）の申請に關し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(代表者の届出)

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
(漁業等の免許の申請)

第4条 漁業等の免許の申請は、次の各号に掲げる免許の区分に応じ、当該各号に定める様式による申請書を提出して行うものとする。

- (1) 定置漁業の免許 別記第1号様式
(2) 区画漁業の免許 別記第2号様式
(3) 共同漁業の免許 別記第3号様式
(4) 漁業権の分割又は変更の免許 別記第4号様式

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「省令」という。）第25条第2項

- 第7号の知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
(1) 定置漁業又は個別漁業権の内容たる区画漁業の申請にあつては、次に掲げる書類
ア 法第73条第2項第2号に定める者は、その定款
イ 申請者が漁業生産組合であることを説明する書類
(2) 内水面における第五種共同漁業の申請にあつては、当該内水面における水産動植物の増殖計画書

(3) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合には、その所有者若しくは占有者の同意又は法第71条第2項の裁判所の許可があつたことを証する書類

- (4) 2人以上共同して申請しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
ア 当該申請に係る漁業を共同経営する場合にあつては、共同経営に関する契約書の写し又は各申請者の議決権、出資額及び損益金の割合を記載した書類
イ 各申請者の漁業権持分について定めがあるときは、当該持分を記載した書類
ウ 各申請者に係る省令第25条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

- (5) その他知事が必要と認める書類
3 法第76条第1項の規定により漁業権の分割又は変更の免許の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免許状
(2) 渔場図
(3) 分割又は変更の理由書
(4) 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合は、漁業権の得喪又は変更を決議した総会の議事録抄本
(5) 申請者が漁業生産組合である場合は、その定款
(書類の経由、提出部数及び省略)

第5条 この規則の規定により知事に提出する申請書は、当該漁業等の免許の申請に係る漁場の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該漁業等の免許の申請に係る漁場が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、当該漁業等の免許の申請をしようとする者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長）を経由して提出しなければならない。

2 この規則による書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 この規則の規定により同時に2以上の申請書を提出する場合において、それぞれの申請書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書にはその旨を記載して、一の申請書に添付した書類の添付を省略することができます。

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

定置漁業免許申請書

□ 収入証紙
貼付欄

年 月 日

申請者 住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、その
氏名
（名称及び代表者氏名）印）

北海道告示第 号で公示された次の定置漁業の免許を受けたいので、漁業

法第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 渔場番号
2 渔場の位置
3 渔業の名称
4 添付書類

別記第2号様式（第4条関係）

□ 収入証紙
貼付欄

<p>北海道知事様</p> <p>年月日</p> <p>申請者 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者氏名〕</p> <p>年北海道告示第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1 漁場番号 2 漁場の位置 3 漁業の名称 4 添付書類</p> <p>別記第3号様式（第4条関係）</p>	<p>別記第4号様式（第4条関係）</p> <p>漁業権分割（変更）免許申請書</p> <p>年月日</p> <p>北海道知事様</p> <p>申請者 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者氏名〕</p> <p>次のように関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1 漁業権番号 2 漁場の位置 3 分割（変更）の内容 4 添付書類</p> <p>別記第4号様式（第4条関係）</p>	<p>北海道訓令第14号</p> <p>共同漁業免許申請書</p> <p>年月日</p> <p>北海道知事様</p> <p>申請者 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者氏名〕</p> <p>年北海道告示第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1 漁場番号 2 漁場の位置 3 添付書類</p> <p>別記第3号様式（第4条関係）</p>
<p>北海道公報</p> <p>北海道知事 鈴木直道</p> <p>本机关</p> <p>北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 令和2年11月30日</p> <p>北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第1項及び第2項を次のように改める。 1 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関する事務 (1) 第5条第1項の規定に基づき、共同申請（次号に規定する対象漁業に係る共同申請）</p>		
<p>号外第30号 3</p>		